

令和8年度における介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証等の取扱いについて

1 介護保険負担割合証の取扱いについて

要支援・要介護の認定を受けている方を対象に、令和8年度の介護保険負担割合証（適用期間：令和8年8月1日から令和9年7月31日まで）を、令和8年7月中旬に送付予定です。

送付日程が決定しましたら、介護保険課ホームページでお知らせします。

被保険者から令和8年度の負担割合証の再交付依頼を受けた際は、上記送付予定日を御確認ください。

2 介護保険限度額認定証の取扱いについて

令和8年度の介護保険限度額認定証（適用期間：令和8年8月1日から令和9年7月31日まで）は、令和8年7月31日までに申請受付した分を、8月中旬に送付予定です。

更新の対象となる見込みの方に対し、詳しい送付日程を記載した通知文を令和8年6月上旬に送付予定です。

被保険者から令和8年度の介護保険限度額認定証の再交付依頼を受けた際は、上記送付予定日を御確認ください。

3 本市における国の介護情報基盤の運用について

「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第31号）により改正される介護保険法（平成9年法律第123号）による介護情報基盤による被保険者等の情報連携等について、本市におきましては、令和8年度中に介護保険事務処理システムの改修と、このことに伴う国の介護情報基盤とのデータ連携等を行う必要がありますことから、早くても令和9年度以降の運用となる見込みです。

これまで都道府県では、事業者に対するカードリーダーの購入経費や介護情報基盤の接続サポート等経費など、介護情報基盤導入準備に係る助成制度の運用がなされているところがあります。

本市における介護情報基盤の運用開始時期など、詳細がわかりましたら、改めてご案内いたします。

【介護情報基盤整備の目的】

利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有、活用できる介護情報基盤を整備することにより、これまで紙を使ってアナログにやりとりしていた情報を電子で共有することで、業務の効率化（職員の負担軽減、情報共有の迅速化）を図る。

さらに、今後、介護情報基盤に蓄積された情報を活用することにより、事業所間及び多職種間の連携の強化、本人の状態に合った適切なケアの提供など、介護サービスの質の向上を図る。

（介護情報基盤の概要（介護事業所向け）公益社団法人国民健康保険中央会 2026年2月版）

https://www.kaigo-kiban-portal.jp/assets/pdf/kaigo_kaigokiban_gaiyou.pdf

4 介護保険での第三者行為（交通事故等）届出について

交通事故（自動車事故や自転車事故など）の第三者（加害者）の行為によって要介護等状態になったり、状態が重度化して介護サービスを利用する場合、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則です。

そのため、交通事故等による負傷が原因で介護保険サービスを利用する場合には、旭川市への届出が必要となります。

なお、平成28年4月1日から介護保険法施行規則第33条の2により、介護保険での第三者行為（交通事故等）求償に係る傷病届等の提出が義務化されています。

介護保険サービスの提供にかかった費用については、介護保険制度で一時的に立て替え、後日加害者に請求することになります。

届出に関する必要書類につきましては、介護保険課へお問い合わせください。



**ASAHIKAWA
CITY**

（担当）

旭川市福祉保険部介護保険課管理給付係

電話 25-6485